

利用料規定

ケアハウス飛鳥美谷苑
(令和2年10月から適用)

別表 1

○ 一時金(管理費)には、下記の支払い方法(3通り)があります。

支払方法20年分	管理費20年分(円)	月額管理費(円)	管理費負担合計額(円)
一括払い	4,674,000	0	4,674,000
分割払い	併用	16,530	5,551,200
	均等	23,130	5,551,200

*国で定められた方法により算出した額となっています。

*退去される場合は、入居月数に応じて均等清算し、残額についてご返金いたします。

○ 利用料金表(均等支払方式)

単位:円

区分	前年度の収入による区分	サービス提供に要する費用(事務費)	生活費	居住に要する費用(管理費)	月額合計
1	1,500,000以下	10,000	46,943	23,130	80,073
2	1,500,000円~1,600,000円	13,000	46,943	23,130	83,073
3	1,600,001円~1,700,000円	16,000	46,943	23,130	86,073
4	1,700,001円~1,800,000円	19,000	46,943	23,130	89,073
5	1,800,001円~1,900,000円	22,000	46,943	23,130	92,073
6	1,900,001円~2,000,000円	25,000	46,943	23,130	95,073
7	2,000,001円~2,100,000円	30,000	46,943	23,130	100,073
8	2,100,001円~2,200,000円	35,000	46,943	23,130	105,073
9	2,200,001円~2,300,000円	40,000	46,943	23,130	110,073
10	2,300,001円~2,400,000円	45,000	46,943	23,130	115,073
11	2,400,001円~2,500,000円	50,000	46,943	23,130	120,073
12	2,500,001円~2,600,000円	57,000	46,943	23,130	127,073
13	2,600,001円~2,700,000円	64,000	46,943	23,130	134,073
14	2,700,001円~2,800,000円	71,000	46,943	23,130	141,073
15	2,800,001円~2,900,000円	78,000	46,943	23,130	148,073
16	2,900,001円~3,000,000円	85,000	46,943	23,130	155,073
17	3,000,001円~3,100,000円	92,000	46,943	23,130	162,073
18	3,100,001円以上	92,000	46,943	23,130	162,073

*事務費とはお世話する費用、生活費とは食費、管理費とは家賃とお考えください。

*事務費(併設丙地)・生活費用、生活費(甲地V区)は国の基準(厚生労働省老健局長通知)通りとします。

*各自の部屋で使用される電気・水道・電話料金等は入居者の負担となります。

*ご夫婦で使用される場合は、前年の各々の収入の合計額の半額が一人分の基準収入となり、その額が、1,500千円以下の場合は、それぞれの事務費徴収額を30%軽減し、各々7,000円とします。

*基準となる収入とは、前年の収入から、租税(所得税・住民税・相続税)／社会保険料／医療費等の必要経費を控除した額をいいます。

*11月~3月には暖房費の徴収があります。現在は2,712円が国の基準(甲地V区)です。

利用料規定

○ 一時金(管理費)には、下記の支払い方法(3通り)があります。

支払方法20年分	管理費20年分(円)	月額管理費(円)	管理費負担合計額(円)
一括払い	4,674,000	0	4,674,000
分割払い	併用	16,530	5,551,200
	均等	23,130	5,551,200

*国で定められた方法により算出した額となっています。

*退去される場合は、入居月数に応じて均等清算し、残額についてご返金いたします。

○ 利用料金表(併用支払方式)

単位:円

区分	前年度の収入による区分	サービス提供に要する費用(事務費)	生活費	居住に要する費用(管理費)	月額合計
1	1,500,000以下	10,000	46,943	16,530	73,473
2	1,500,000円～1,600,000円	13,000	46,943	16,530	76,473
3	1,600,001円～1,700,000円	16,000	46,943	16,530	79,473
4	1,700,001円～1,800,000円	19,000	46,943	16,530	82,473
5	1,800,001円～1,900,000円	22,000	46,943	16,530	85,473
6	1,900,001円～2,000,000円	25,000	46,943	16,530	88,473
7	2,000,001円～2,100,000円	30,000	46,943	16,530	93,473
8	2,100,001円～2,200,000円	35,000	46,943	16,530	98,473
9	2,200,001円～2,300,000円	40,000	46,943	16,530	103,473
10	2,300,001円～2,400,000円	45,000	46,943	16,530	108,473
11	2,400,001円～2,500,000円	50,000	46,943	16,530	113,473
12	2,500,001円～2,600,000円	57,000	46,943	16,530	120,473
13	2,600,001円～2,700,000円	64,000	46,943	16,530	127,473
14	2,700,001円～2,800,000円	71,000	46,943	16,530	134,473
15	2,800,001円～2,900,000円	78,000	46,943	16,530	141,473
16	2,900,001円～3,000,000円	85,000	46,943	16,530	148,473
17	3,000,001円～3,100,000円	92,000	46,943	16,530	155,473
18	3,100,001円以上	92,000	46,943	16,530	155,473

*事務費とはお世話する費用、生活費とは食費、管理費とは家賃とお考えください。

*事務費(併設丙地)・生活費用、生活費(甲地V区)は国の基準(厚生労働省老健局長通知)通りとします。

*各自の部屋で使用される電気・水道・電話料金等は入居者の負担となります。

*ご夫婦で使用される場合は、前年の各々の収入の合計額の半額が一人分の基準収入となり、その額が、1,500千円以下の場合は、それぞれの事務費徴収額を30%軽減し、各々7,000円とします。

*基準となる収入とは、前年の収入から、租税(所得税・住民税・相続税)／社会保険料／医療費等の必要経費を控除した額をいいます。

*11月～3月には暖房費の徴収があります。現在は2,712円が国の基準(甲地V区)です。